

第19回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2024年1月30日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



場所

東京都港区赤坂九丁目7番1号
東京ミッドタウン・タワー
4階 カンファレンス
Room 7

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便のないようにといった観点から、今回は書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

なお、株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるよう、ライブ配信をさせていただきます。



証券コード 7033
(発送日)2024年1月11日
(電子提供措置開始日)2024年1月9日

株 主 各 位

東京都港区赤坂九丁目7番1号
株式会社マネジメントソリューションズ
代表取締役社長 高橋 信也

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

株主総会招集通知掲載サイト

<https://www.msols.com/ir/stock/>



東証ウェブサイト

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトでは、銘柄名（会社名）「マネジメントソリューションズ」又は証券コード「7033」にて検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。

第19回定時株主総会では、株主総会の様子を株主の皆様にご覧いただけるよう、インターネット上で、ライブ配信をいたします。動画の視聴方法及び事前にインターネット上でご質問をお送りいただく方法につきましては、4ページの「株主総会のライブ配信のご案内」をご高覧賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使いただけます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年1月29日（月曜日）午後6時までに到着するよう議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付くださるか、3ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ当社の指定するウェブサイトより2024年1月29日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。また、当日インターネット上で、ご発言、ご質問、議決権を行使していただくことができまので、ご了承のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年1月30日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番1号
東京ミッドタウン・タワー4階 カンファレンスRoom7
3. 会議の目的事項
報告事項 第19期(2022年11月1日から2023年10月31日まで) 事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
4. その他本招集ご通知に関する事項
書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
なお、電子提供措置事項のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、株主様に交付する書面には記載しておりません。
従いまして、当該書面に記載している「連結計算書類」及び「計算書類」は、会計監査人又は監査役が会計監査報告を作成するに際して監査をした「連結計算書類」及び「計算書類」の一部であります。
決議の結果については、書面による決議ご通知の送付は行わず、当社ウェブサイト(<https://www.msols.com>)に掲載いたしますので、予めご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

以上

◎ご来場される際は感染予防にご配慮いただくとともに体調がすぐれない方や37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご来場をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。また、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます場合がございますので、予めご了承ください。

◎お土産の配布はございません。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を、電子提供措置をとっている上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本株主総会後に従来とは異なる形での株主懇談会を予定しております。立食によるお飲み物とお茶菓子をご用意しておりますので、株主総会ご出席予定の株主様におかれましては、是非ご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。なお、懇談会につきましては配信のご用意はございません。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会のライブ配信のご案内

本株主総会につきましては、広く株主様に株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ配信は「マネジメントソリューションズ・プレミアム優待倶楽部」を通じて行います。ただし、本ライブ配信でのご参加は、会社法上、当日は株主総会の視聴のみのハイブリッド参加型バーチャル株主総会となるため、動議提出、動議採決及び当日の質問は行うことはできません。動議をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場のうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

質問をご提出される株主様は、2024年1月29日（月曜日）午後6時までに「マネジメントソリューションズ・プレミアム優待倶楽部」にログインし、質問をお送りくださいますようお願い申し上げます。（当該書面に関するご質問のみ、お一人様につき2問までお送りいただけます。）

【サイト名称】 マネジメントソリューションズ・プレミアム優待倶楽部
<https://msols.premium-yutaiclub.jp>

【配信日時】 2024年1月30日（火曜日）午前9時30分から
※株主総会の開始は午前10時からとなりますが、
開始30分前よりアクセスは可能になります。

【視聴方法】 上記のURLにアクセスし、画面の案内に従って入力しご視聴ください。
議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」を入力
お届けされているご住所の「郵便番号（ハイフンを除く7桁）」を入力

※ライブ配信への接続や操作に関するお問い合わせは下記までお願い申し上げます。
TEL：0120-980-965

（受付時間：9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く）

【ご注意事項】

- ・ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信内での議決権行使はできません。「議決権行使書(ハガキ)」のご返送による事前行使、あるいは3ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、電子議決権の事前行使をいただきますようお願い申し上げます。
- ・ご使用の通信機器や視聴環境(ネットワーク環境)によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不具合が生じる場合がありますので予めご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ・ご視聴いただく際のプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。
- ・なお、当社ウェブサイト（<https://www.msols.com/ir/stock/?=tab-benefit>）に掲載のとおり、株主優待制度は廃止しております。
- ・当該書面以外のご質問を希望される株主様におかれましては、株主総会後の懇談会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

事業報告 (2022年11月1日から2023年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍収束に伴い各業界において回復基調が見受けられ、各社における投資意欲も底堅く推移しました。円安やインフレーションの進行、供給面での制約等の影響による景況感の悪化を懸念する見方もある一方、日本企業においては更なる付加価値の向上やビジネス機会創出のため、積極的に新たな取り組みが続くと予想されます。

当社グループの事業領域であるプロジェクトマネジメントの分野におきましては、引き続き旺盛であるDX（デジタル・トランスフォーメーション）等において、組織変革も含めたより価値のある支援への必要性は高まり、プロジェクトマネジメント支援に対する引き合いは中長期的にも堅調に推移するものと予測しております。

当社は、「Managementにおける社会のPlatformとなり、組織の変革及び自律的な個人の成長を促す」をビジョンとして掲げ、当社のプロジェクトマネジメント手法の活用を紹介、提案することにより、様々な業種・業態の新規顧客を積極的に獲得してまいりました。

加えて、事業領域の拡大と継続的な収益確保に向けた取り組みとして、人材の積極採用及び教育体制の整備によるコンサルタントの安定確保及びリスクマネジメント強化によるマネージャーの育成を積極的に推進してまいりました。

以上の結果、売上高は、16,931,288千円（前期比41.1%増）、営業利益は、2,207,590千円（同200.6%増）、経常利益は、2,246,703千円（同201.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,620,788千円（同213.3%増）となりました。

当社グループはコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当連結会計年度 (2022年11月1日 から2023年10月31日まで)

コンサルティング等	15,672,680千円
その他サービス	1,258,607千円
顧客との契約から生じる収益	16,931,288千円
その他の収益	－千円
外部顧客への売上高	16,931,288千円

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、479,589千円であり、その主なものは、本社の内装設備等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

- 株式の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- 新株予約権の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

今後、プロジェクトを取り巻く環境はより複雑に、より高度になっていくことが予想されます。また、プロジェクトマネジメントが重要な経営課題と認識されることとなり、個別プロジェクト支援にとどまらず、全社的なプロジェクトマネジメント支援に対する需要も高まっております。このような環境の下、コンサルティングからトレーニング、ソフトウェアと様々な面からお客様をサポートできる強みを活かし、更なる成長を実現するため、以下の事項を課題として認識し対応いたします。

① 人材の確保と育成の強化

継続的な業容拡大を続けていくために、顧客に提供可能なプロジェクトマネジメントサービスを実行できる人材の確保が必要であります。採用コストの低減施策を行いつつ堅実な新規採用を進めるとともに、中途退職の防止、社内研修の充実を図り人材育成に積極的に取り組みます。

② 新規顧客の充実と営業体制の強化

事業領域の更なる拡大を鑑み、既存顧客からのリピートオーダーに対応するだけでなく、新規顧客の開拓を積極的に進めてまいります。そのために営業体制を強化し、これまで以上に積極的な営業活動を行ってまいります。

③ 海外事業の推進

当社顧客のグローバルプロジェクト案件の増加に伴い、欧米などの先進諸国に限らずアジア各国においてもプロジェクトマネジメント実行支援サービスに対する需要の高まりが顕在化してきました。このような状況に対し、グローバル人材の確保・育成、海外拠点の拡充などを目的としたビジネスアライアンスの推進など、海外での積極的なビジネス展開を推進します。ただし、円安等世界の情勢を鑑みて、推進タイミングについては慎重に進めてまいります。

④ ダイバーシティへの対応

当社は、性別や国籍を問わず、豊富な知識・経験・能力を持つ人物を管理職として選任する方針であり、現在女性管理職の割合は約12%となっております。今後も様々な価値観や働き方を認め、多様性を確保することで有能な人材を確保し、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2020年10月期 第16期	2021年10月期 第17期	2022年10月期 第18期	2023年10月期 第19期
売 上 高 (千円)	5,228,237	7,359,091	12,000,073	16,931,288
経 常 利 益 (千円)	203,647	932,597	745,668	2,246,703
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△12,863	678,145	517,319	1,620,788
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△0.78	40.85	31.09	97.74
総 資 産 (千円)	2,795,838	3,807,958	6,057,208	7,032,730
純 資 産 (千円)	1,577,497	2,303,922	2,678,693	4,302,272
1株当たり純資産額 (円)	94.65	137.38	155.93	253.55

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2020年10月期 第16期	2021年10月期 第17期	2022年10月期 第18期	2023年10月期 第19期
売 上 高 (千円)	5,162,016	7,259,839	11,260,802	16,060,113
経 常 利 益 (千円)	197,635	893,045	733,255	2,278,253
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△18,704	647,280	537,831	1,692,748
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△1.13	38.99	32.32	102.07
総 資 産 (千円)	2,772,267	3,737,511	5,501,595	6,662,037
純 資 産 (千円)	1,560,931	2,238,651	2,536,803	4,230,732
1株当たり純資産額 (円)	94.27	134.62	153.09	255.01

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社テトラ・コミュニケーションズ	10,000千円	80.0%	コンサルティング事業
麦嵩隆管理諮詢(上海)有限公司	3,053千人民元	80.0%	コンサルティング事業
元嵩管理顧問股份有限公司	2,500千台湾ドル	80.0%	コンサルティング事業
MSOL Inc.	870千USドル	100.0%	コンサルティング事業

(注) 当社は2024年1月5日に、Digital事業（エンジニア紹介事業を含む）を株式会社MSOL Digitalに承継させる新設分割を行っております。

(8) 主要な事業内容（2023年10月31日現在）

事業部門	事業内容
プロフェッショナルサービス	プロジェクトマネジメントコンサルティング、プロジェクトマネジメント実行支援
その他	eラーニング、集合トレーニングの提供

(9) 主要な営業所（2023年10月31日現在）

- ① 当社
本社：東京都港区 中部支社：愛知県名古屋市中村区
- ② 子会社
株式会社テトラ・コミュニケーションズ（本社：東京都千代田区）
麦嵩隆管理諮詢（上海）有限公司（本社：中華人民共和国 上海市）
元嵩管理顧問股份有限公司（本社：台湾 台北市）
MSOL Inc.（本社：米国 デラウェア州）

(10) 従業員の状況（2023年10月31日現在）

- ① 企業集団の従業員の状況

事業部門の名称	従業員数（名）	前期末比増減
プロフェッショナルサービス	967名	181名増
全社（共通）	117名	36名増
合計	1,084名	217名増

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり臨時従業員数は、従業員数100分の10未満のため記載を省略しております。
2. 従業員数が当連結会計年度に217名増加しております。主な理由は業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
989名	203名増	38.5歳	2.3年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり臨時従業員数は、従業員数100分の10未満のため記載を省略しております。
2. 従業員数が当期に203名増加しております。主な理由は業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(11) 主要な借入先 (2023年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	500,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	58,688千円
株式会社東日本銀行	39,002千円

2. 会社の株式に関する事項 (2023年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 47,448,000株
(2) 発行済株式の総数 16,816,800株 (自己株式 226,541株を含む)

- (注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は、16,200株増加しております。
2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式の総数は10,100株増加しております。

- (3) 株主数 5,563名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ユナイテッドトラスト	3,600,000株	21.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,968,900株	11.9%
高橋 信也	1,756,250株	10.6%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,697,600株	10.2%
福島 潤一	439,750株	2.7%
高橋 美紀	320,000株	1.9%
株式会社日本カストディ銀行 (信託B口)	292,300株	1.8%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	243,666株	1.5%
後藤 年成	211,000株	1.3%
BBH(LUX)FOR FIDELITY FUNDS-PACIFIC POOL	200,900株	1.2%

- (注) 1. 当社は自己株式226,541株を保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 2023年5月19日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が2023年5月15日現在で、以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主 (上位10名) には含めておりません。なお、その

大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	562,600株	3.35%
日興アセットマネジメント株式会社	265,400株	1.58%
合計	828,000株	4.93%

3. 2023年10月6日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2023年9月29日現在で、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主（上位10名）には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
アセットマネジメントOne株式会社	1,345,600株	8.00%
アセットマネジメントOneインターナショナル	27,100株	0.16%
合計	1,372,700株	8.16%

4. 2023年10月20日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、フィデリティ投信株式会社が2023年10月13日現在で、以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主（上位10名）には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
フィデリティ投信株式会社	1,053,100株	6.26%

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員等に交付した株式の状況

当社は、2020年1月30日開催の第15回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値の共有を目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。

これを受け、2023年2月14日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として決議し、同年3月14日に当社普通株式2,000株の新株発行を実施しております。なお、当社の取締役に交付した譲渡制限付株式の数は、以下のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	2,000株	2名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2023年10月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の氏名等（2023年10月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役社長	高橋 信也	麦嵩隆管理諮詢（上海）有限公司 董事長 MSOL Inc.取締役	
専務取締役	玉井 邦昌	経営企画、経理、財務、法務、総務、労務、IT (株)テトラ・コミュニケーションズ取締役	
取締役	金子 啓	PM事業、PROEVER事業、営業、トレーニング 麦嵩隆管理諮詢（上海）有限公司 董事	
社外取締役	独立	赤羽 具永	ケイン(株)代表取締役、(株)ISS取締役会長
社外取締役	独立	田矢 徹司	(株)ホワイトウッド代表取締役 (株)テーオーホールディングス社外取締役 (株)ウェルカム監査役
常勤社外監査役	独立	渡邊 徹	麦嵩隆管理諮詢（上海）有限公司 監事
社外監査役	独立	木村 稔	木村稔会計事務所代表、OATアグリオ(株)社外取締役
社外監査役	独立	稲垣 隆一	稲垣隆一法律事務所代表、ティー・エス・ビー(株)監査役 (株)トモエ総研監査役、EX4Energy(株)社外監査役

- (注) 1. 監査役木村稔氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 2. 監査役稲垣隆一氏は、弁護士の資格を有しており、法的見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社と麦嵩隆管理諮詢（上海）有限公司との間には、業務委託等の取引関係があります。
 4. 当社は「独立」表示のある5氏を、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の地位	氏名	退任日	退任事由	担当及び重要な兼職の状況
専務取締役	福島 潤一	2023年1月27日	任期満了	経営企画、経理、財務、法務、総務 MSOL Inc.取締役 インテグレート(株)取締役、(株)こころみ取締役 (株)テトラ・コミュニケーションズ社外取締役
取締役	後藤 年成	2023年1月27日	任期満了	PM事業、MC事業、パートナー事業、人事

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、代表取締役社長高橋信也氏、取締役玉井邦昌氏、金子啓氏、赤羽具永氏、田矢徹司氏、監査役渡邊徹氏、木村稔氏及び稲垣隆一氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において、当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。なお、当社は、当社が当該契約に基づき役員に対して支払う防御費用を支払った後、当社が、当該役員が自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことを知ったときは、当社は当該役員に対して支払った防御費用に相当する金銭の返還を請求することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと並びに被保険者が犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為を免責としております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年1月27日開催の取締役会において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針として決議しております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお2021年10月に、任意の指名報酬委員会を設置し、より一層手続の公正性・透明性・客観性を強化しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

(a) 個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与との水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

(b) 業績連動報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に取締役と株主

との一層の価値共有を進めることを目的としております。当社は、2022年1月28日開催の第17回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して事後交付型業績連動型株式付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額1.5億円以内とし、株式数は合計5万株以内と決議しております。具体的な配分については、取締役会において決定することとします。

(c) 非金銭報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式（譲渡制限期間は取締役の地位を喪失する日までとする）としております。当社は、2020年1月30日開催の第15回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額1億円以内とし、普通株式の総数は年4万株以内と決議しております。具体的な配分については、取締役会において決定することとします。

(d) 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬及び非金銭報酬の額は、基本報酬の20%を上限とし、各取締役の職責や役位に応じて取締役ごとに設定することとします。

(e) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬については、在任中毎月定額支給することとします。非金銭報酬等については、在任中に経営環境等を踏まえ、インセンティブ付与の必要性が認められる場合に、取締役会の決定により付与します。

(f) 個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者への委任に関する事項
任意の指名報酬委員会の意見を加味し、取締役会で決議しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	157,325千円 (20,666千円)	152,234千円 (20,666千円)	－ (－)	5,090千円 (－)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	19,800千円 (19,800千円)	19,800千円 (19,800千円)	－ (－)	－ (－)
合計 (うち社外役員)	10名 (6名)	177,125千円 (40,466千円)	172,034千円 (40,466千円)	－ (－)	5,090千円 (－)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年1月30日開催の第13回定時株主総会において年額5億円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は、5名（うち、社外取締役は2名）です。また、2020年1月30日開催の第15回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する年額1億円以内の譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）は、3名です。
- また、2022年1月28日開催の第17回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する年額1.5億円以内かつ株式数5万株以内の事後交付型業績連動型株式の付与のための報酬を支給することにつき決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）は、3名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年1月30日開催の第13回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は、3名です。
3. 上表における取締役には、2023年1月27日開催の第18回定時株主総会終結時の時をもって退任した取締役2名を含めております。また、上表における社外取締役には、2023年1月27日をもって社外取締役から取締役の地位が変更となった取締役玉井邦昌氏を含めております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役赤羽具永氏は、ケイン株式会社の代表取締役であり、株式会社ISSの取締役会長であります。なお、当社とケイン株式会社及び株式会社ISSとの間に記載すべき事項はありません。

社外取締役田矢徹司氏は、株式会社ホワイトウッドの代表取締役であり、株式会社テーオーホールディングスの社外取締役であり、株式会社ウェルカムの監査役であります。なお、当社と株式会社ホワイトウッド、株式会社テーオーホールディングス及び株式会社ウェルカムとの間に記載すべき事項はありません。

社外監査役渡邊徹氏は、当社の子会社である麦嵩隆管理諮詢（上海）有限公司の監事であります。なお、当社と麦嵩隆管理諮詢（上海）有限公司との間には業務委託等の取引関係があります。

社外監査役木村稔氏は、木村稔会計事務所の代表であり、OATアグリオ株式会社の社外取締役であります。なお、当社と木村稔会計事務所及びOATアグリオ株式会社との間に記載すべき事項はありません。

社外監査役稲垣隆一氏は、稲垣隆一法律事務所の代表であり、ティー・エス・ビー株式会社及び株式会社トモエ総研の監査役であり、EX4Energy株式会社の社外監査役であります。なお、当社と稲垣隆一法律事務所、ティー・エス・ビー株式会社、株式会社トモエ総研及びEX4Energy株式会社との間に記載すべき事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
赤羽 具永	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、適宜発言を行っております。当社事業戦略等に関し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行うなど、適切に役割を果たしております。
田矢 徹司	社外取締役	2023年1月27日の社外取締役就任後に開催された取締役会には、10回中10回出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、適宜発言を行っております。主に財務・会計や経営全般において助言を行うなど、適切に役割を果たしております。
渡邊 徹	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回、また、監査役会には、15回中15回出席し、主に出身分野である電気機器メーカー業界を通じて培った経験、グローバルな視点から、適宜発言を行っております。内部統制の遵守状況等に関して提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
木村 稔	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回、また、監査役会には、15回中15回出席し、主に公認会計士・税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。当社の財務・会計等に関して助言を行うなど、適切に役割を果たしております。
稲垣 隆一	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、16回中15回、また、監査役会には、15回中15回出席し、主に法律家としての長年にわたる豊富な経験と事業経営に関する幅広い見識から、適宜発言を行っております。主に法令・定款等の遵守状況や事業戦略に関し、弁護士としての専門的知見から発言を行うなど、適切に役割を果たしております。

- ③ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 責任限定契約について

該当事項はございません。

(5) 補償契約について

該当事項はございません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、上記のほか監査役会は、会計監査人による適正な職務の遂行が困難であること、その他会計監査人の変更が相当であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、この方針に基づき、内部統制システムの整備を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守する。
 - (b) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、適切に運用することで、適法かつ効率的な業務運営に必要な内部牽制機能を整備する。
 - (c) 管理本部をコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育体制を構築する。
 - (d) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会議事録などの重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱い、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - (b) 文書管理部署の管理本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - (b) 取締役会のもとに執行役員を配置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達する。また、社長は執行役員に経営の現状を説明し、各執行役員は各部門の業務執行状況を報告する。
 - (c) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため組織・業務分掌規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 「経営理念」をグループ各社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
 - (b) 内部監査による業務監査により、グループ業務全般にわたる適正を確保する。
 - (c) グループ会社各社に取締役及び監査役を派遣し、子会社への十分な統制を図る体制を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
 - (b) 当該使用人が監査役職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、不利のないよう配慮する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 代表取締役及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - (b) 監査役は、取締役会に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - (c) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高める。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (a) 反社会勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - イ 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ロ 反社会勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
 - (b) 反社会勢力との取引排除に向けた整備状況
 - イ 行動規範において「反社会的勢力に対する」姿勢について明文化し、全職員の行動指針とする。
 - ロ 反社会的勢力の排除を推進するために管理本部を統括管理部署とし、また、本社に不当要求対応の責任者を設置する。
 - ハ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ニ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - ホ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は15回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上により、株主の皆様へ利益配分を実施していくことを会社に重要課題の一つとして認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討していく方針であります。

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減などの財務体質の強化を図りながら、今後の事業環境の変化や、新規事業、事業拡大、海外展開等の成長投資等に充当していく予定であります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

第19期事業年度の剰余金の配当につきましては、財務体質の充実強化を図り、業績の推移を見据えたうえで安定的な配当維持を基本とし、前期に対し16円増配の1株当たり18円の配当を行います。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めております。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率は、小数第二位を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,976,689	流動負債	2,061,676
現金及び預金	2,640,389	買掛金	292,392
売掛金	2,189,331	1年内返済予定の長期借入金	38,822
その他	146,967	未払金	205,613
固定資産	2,056,041	未払費用	328,194
有形固定資産	614,915	未払法人税等	559,095
建物	481,580	未払消費税等	505,222
車両運搬具	1,977	その他	132,336
工具、器具及び備品	131,357	固定負債	668,782
無形固定資産	772,008	長期借入金	611,927
のれん	334,140	繰延税金負債	56,855
顧客関連無形資産	185,680	負債合計	2,730,458
ソフトウェア	248,646	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	3,541	株主資本	4,177,967
投資その他の資産	669,117	資本	668,592
投資有価証券	7,400	資本剰余金	549,570
長期前払費用	39,582	利益剰余金	3,350,123
繰延税金資産	63,238	自己株式	△390,318
敷金及び保証金	472,230	その他の包括利益累計額	28,570
その他	86,665	為替換算調整勘定	28,570
		非支配株主持分	95,734
資産合計	7,032,730	純資産合計	4,302,272
		負債・純資産合計	7,032,730

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年11月1日から2023年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		16,931,288
売 上 原 価		10,593,553
売 上 総 利 益		6,337,734
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,130,143
営 業 利 益		2,207,590
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,188	
受 取 配 当 金	112	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	14,999	
受 取 賃 貸 料	1,960	
受 取 補 償 金	12,587	
助 成 金 収 入	5,006	
保 険 解 約 返 戻 金	10,808	
そ の 他	2,618	49,282
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,783	
為 替 差 損	1,316	
そ の 他	70	10,169
経 常 利 益		2,246,703
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,246,703
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	607,773	
法 人 税 等 調 整 額	3,329	611,102
当 期 純 利 益		1,635,600
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		14,811
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,620,788

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年11月1日から2023年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	651,395	532,373	1,762,474	△390,244	2,555,999
当期変動額					
新株の発行	17,197	17,197			34,394
剰余金の配当			△33,140		△33,140
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,620,788		1,620,788
自己株式の取得				△74	△74
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	17,197	17,197	1,587,648	△74	1,621,968
当期末残高	668,592	549,570	3,350,123	△390,318	4,177,967

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	27,789	27,789	94,904	2,678,693
当期変動額				
新株の発行				34,394
剰余金の配当				△33,140
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,620,788
自己株式の取得				△74
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	780	780	829	1,610
当期変動額合計	780	780	829	1,623,578
当期末残高	28,570	28,570	95,734	4,302,272

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,332,803	流動負債	1,931,305
現金及び預金	2,049,969	買掛金	275,010
売掛金	2,087,236	未払金	198,982
前払費用	138,769	未払費用	290,169
その他の	56,828	未払法人税等	549,171
固定資産	2,329,233	未払消費税等	489,862
有形固定資産	609,682	契約負債	6,495
建物	480,474	預り金	117,949
工具、器具及び備品	129,208	その他	3,663
無形固定資産	252,187	固定負債	500,000
ソフトウェア	248,646	長期借入金	500,000
ソフトウェア仮勘定	3,541	負債合計	2,431,305
投資その他の資産	1,467,363	(純資産の部)	
投資有価証券	7,400	株主資本	4,230,732
関係会社株式	680,000	資本金	668,592
関係会社出資金	158,897	資本剰余金	549,570
長期前払費用	39,364	資本準備金	537,569
繰延税金資産	62,494	その他資本剰余金	12,001
敷金及び保証金	462,651	利益剰余金	3,402,887
その他	56,555	その他利益剰余金	3,402,887
		繰越利益剰余金	3,402,887
		自己株式	△390,318
資産合計	6,662,037	純資産合計	4,230,732
		負債・純資産合計	6,662,037

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年11月1日から2023年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,060,113
売 上 原 価		9,984,250
売 上 総 利 益		6,075,863
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,903,677
営 業 利 益		2,172,185
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	56,002	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	14,999	
経 営 指 導 料	15,999	
受 取 賃 貸 料	1,414	
受 取 補 償 金	12,587	
保 険 解 約 返 戻 金	10,595	
そ の 他	1,409	113,028
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,620	
為 替 差 損	331	
そ の 他	8	6,960
経 常 利 益		2,278,253
税 引 前 当 期 純 利 益		2,278,253
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	580,748	
法 人 税 等 調 整 額	4,756	585,504
当 期 純 利 益		1,692,748

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年11月1日から2023年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	651,395	520,372	12,001	532,373	1,743,279
当期変動額					
新株の発行	17,197	17,197		17,197	
剰余金の配当					△33,140
当期純利益					1,692,748
自己株式の取得					
当期変動額合計	17,197	17,197	—	17,197	1,659,608
当期末残高	668,592	537,569	12,001	549,570	3,402,887

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△390,244	2,536,803	2,536,803
当期変動額			
新株の発行		34,394	34,394
剰余金の配当		△33,140	△33,140
当期純利益		1,692,748	1,692,748
自己株式の取得	△74	△74	△74
当期変動額合計	△74	1,693,928	1,693,928
当期末残高	△390,318	4,230,732	4,230,732

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年12月19日

株式会社マネジメントソリューションズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北方 宏 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 嶋 照 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マネジメントソリューションズの2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネジメントソリューションズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年12月19日

株式会社マネジメントソリューションズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北方宏樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田嶋照夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マネジメントソリューションズの2022年11月1日から2023年10月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2023年12月20日

株式会社マネジメントソリューションズ 監査役会

常勤社外監査役	渡 邊	徹
社外監査役	木 村	稔
社外監査役	稲 垣	隆 一

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は毎年11月1日から翌年10月31日までとしておりましたが、当社グループの事業管理等において効率的な業務執行を図るため、及び将来の海外ビジネス展開を見据えて、海外で一般的な決算期に合わせるため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第12条、第13条、第36条及び第37条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>1月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>10月31日</u> とする。 (事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年 <u>11月1日</u> から <u>翌年10月31日</u> までの1年とする。 (剰余金の配当等の決定機関) 第37条 (条文省略)	(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。 (事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年 <u>1月1日</u> から <u>12月31日</u> までの1年とする。 (剰余金の配当等の決定機関) 第37条 (現行通り)
2 当社は、毎年 <u>10月31日</u> 又は <u>4月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当をすることができる。	2 当社は、毎年 <u>12月31日</u> 又は <u>6月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の定時株主総会の基準日に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p>第1条 第13条(定時株主総会の基準日)の規定にかかわらず、2023年11月1日から始まる第20期事業年度に関する定時株主総会の議決権の基準日は、2024年12月31日とする。なお、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</p> <p><u>(事業年度変更に伴う取締役の任期に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p>第2条 第20条(任期)の規定にかかわらず、2024年1月30日開催の第19回定時株主総会において選任された取締役の任期は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</p> <p><u>(事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p>第3条 2024年1月30日開催の第19回定時株主総会において別段の決議がなされないことにより再任されたものとみなされた会計監査人の任期は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p>第4条 第36条（事業年度）の規定にかかわらず、<u>2023年11月1日から始まる第20期事業年度は、2024年12月31日までの14か月間とする。なお、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</u></p>
	<p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の剰余金の期末配当基準日及び最初の間配当に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p>第5条 第37条（剰余金の配当等の決定機関）の規定にかかわらず、<u>2023年11月1日から始まる第20期事業年度の期末配当の基準日は、2024年12月31日とし、中間配当の基準日は、2024年4月30日とする。なお、本附則は、第20期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。</u></p>
	<p><u>(事業年度変更に伴う変更前最終の剰余金の期末配当基準日に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p>第6条 第37条（剰余金の配当等の決定機関）の規定にかかわらず、<u>2022年11月1日から始まる第19期事業年度の期末配当の基準日は、2023年10月31日とする。なお、本附則は、第19期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> たかはし しんや 高橋 信也 (1972年11月8日生)	1996年 9月 アンダーセン・コンサルティング(株) (現：アクセンチュア(株)) 入社 1999年 9月 アーンスト&ヤングコンサルティング(株) (現：(株)クニエ) 入社 2003年 5月 (株)ソニーグローバルソリューションズ入社 2004年10月 日本キャップジェミニ(株) (現：(株)クニエ) 入社 2005年 7月 当社設立 代表取締役就任 2012年11月 当社代表取締役社長就任 (現任) 2013年11月 MSOL Inc. 取締役就任 2015年11月 元嵩管理顧問股份有限公司董事就任 2015年11月 (株)ProEver 取締役就任 2018年11月 麦嵩隆管理諮詢 (上海) 有限公司董事長就任 (現任) 2022年 2月 MSOL Inc. 取締役就任 (現任)	1,756,250株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>代表取締役社長である高橋信也氏は、2005年に当社を設立し、当社グループの現在の成長・発展を実現しました。</p> <p>当社を今日まで導いた豊富な業務経験と当社グループの経営全般についての見識を活かし、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> たまい くにまさ 玉井 邦昌 (1966年5月5日生)	1990年4月 (株)住友銀行(現:(株)三井住友銀行) 入行 2000年1月 (株)コナミコンピュータエンタテインメント東京 (現:(株)コナミホールディングス) 入社 2002年7月 共同ピーアール(株)入社 2004年8月 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン入社 取締役CFO就任 2009年4月 (株)エイケア・システムズ入社取締役CFO就任 2010年11月 同社買収により、(株)エクスペリアン・ジャパン取 締役CFO就任(兼任) 2011年8月 (株)コマースニジュウイチ入社取締役CFO就任 2013年5月 同社代表取締役社長就任 2018年6月 (株)インフォマティクス入社執行役員CFO就任 2019年1月 同社専務執行役員CFO就任 2020年1月 当社社外取締役就任 2023年1月 当社専務取締役就任(現任) 2023年10月 (株)テトラ・コミュニケーションズ取締役就任(現 任) [当社における担当] 経営企画、経理、財務、法務、総務、労務、IT	1,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>専務取締役である玉井邦昌氏は、主に経営的及び財務的な目線からコーポレートガバナンスの一層の充実を実現しております。</p> <p>これまでの豊富な経験と事業経営に関する高い見識を活かし、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任することをお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> かねこ 啓 (1977年10月5日生)	2000年4月 (株)FFCシステムズ(現:富士通株式会社)入社 2007年9月 当社入社 2014年11月 当社執行役員就任 2018年11月 元嵩管理顧問股份有限公司董事就任 2019年4月 麦高隆管理諮詢(上海)有限公司董事就任 2023年1月 当社取締役就任(現任) 2023年2月 麦高隆管理諮詢(上海)有限公司董事就任(現任) (当社における担当) P.M事業、PROEVER事業、営業、トレーニング	139,000株
[取締役候補者とした理由] 取締役である金子啓氏は、入社以来、プロジェクトマネジメント業務、海外事業に携わり、2023年より取締役に就任し、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任することをお願いするものであります。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> あかばね かんえ 赤羽 具永 (1951年5月6日生)	1970年4月 (株)三菱銀行(現:(株)三菱UFJ銀行)入行 2003年6月 東京三菱インフォメーションテクノロジー(株) (現:三菱UFJインフォメーションテクノロジー(株)) 常務取締役就任 2004年6月 ダイヤモンドコンピューターサービス(株)(現:三菱総研DCS(株)) 常務取締役就任 2006年8月 同社専務取締役就任 2007年10月 三菱総研DCS(株)取締役副社長就任 2009年10月 同社代表取締役副社長就任 2011年6月 (株)Minoriソリューションズ(現:SCSK Minoriソリューションズ(株)) 取締役就任 2016年5月 ケイン(株)設立 代表取締役就任(現任) 2016年7月 (株)ISS取締役会長就任(現任) 2016年9月 当社社外取締役就任(現任)	68,400株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、赤羽具永氏を引き続き社外取締役として選任することをお願いするものであります。選任後は、これら豊富な経験と高い見識を踏まえ、当社取締役会の意思決定に資するとともに、主にガバナンス強化や企業価値向上に資する適切なお助言やご指摘をいただけることを期待するものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> た や て つ し 田 矢 徹 司 (1963年12月14日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外 独立</div> </div>	1987年4月 (株)富士銀行(現:(株)みずほ銀行) 入行 1998年6月 メリルリンチ証券東京支店(現:BofA証券(株)) 入社 2003年4月 (株)産業再生機構マネージングディレクター就任 2007年4月 (株)経営共創基盤設立 取締役就任 2010年6月 レオパレス21社外取締役 2019年12月 (株)経営共創基盤代表取締役CFO就任 2021年10月 (株)ホワイトウッド設立 代表取締役就任(現任) 2022年8月 (株)テーオーホールディングス社外取締役就任(現任) 2022年9月 (株)ウェルカム監査役就任(現任) 2023年1月 当社社外取締役就任(現任)	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>経営者としての経歴を通じて培われた高い見識及び企業経営に関する深い知識、経験を当社の経営に反映していただくため、田矢徹司氏を引き続き社外取締役として選任することをお願いするものであります。選任後は、成長戦略、事業推進、ファイナンスに関する経験及び知見に基づく貢献を期待するものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 赤羽具永氏及び田矢徹司氏は社外取締役候補者であります。
3. 赤羽具永氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって7年4か月であります。
4. 田矢徹司氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は赤羽具永氏及び田矢徹司氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。赤羽具永氏及び田矢徹司氏の再任が承認された場合には、当社は赤羽具永氏及び田矢徹司氏の間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は赤羽具永氏及び田矢徹司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、赤羽具永氏及び田矢徹司氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は現任の取締役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、現任の取締役の再任が承認された場合には、当社は各氏との間で上記補償契約を継続する予定であります。
8. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキルマトリックス

第2号議案が承認された場合の体制及び役員等が特に有する専門性・経験を表しています。

氏名 地位(*は独立役員)	企業経営	グローバル 経験	法務	人事・労務	財務・会計 M&A	DX・IT・ デジタル	ESG・サステ イナビリティ
高橋 信也 代表取締役会長	●	●				●	●
金子 啓 代表取締役社長	●	●		●		●	
玉井 邦昌 専務取締役	●		●	●	●	●	
赤羽 具永 社外取締役*	●			●	●	●	
田矢 徹司 社外取締役*	●	●	●		●		
渡邊 徹 社外監査役(常勤)*	●	●			●	●	●
木村 稔 社外監査役*	●				●		
稲垣 隆一 社外監査役*			●			●	

以上

株主総会会場ご案内図

日時

2024年1月30日(火曜日)
午前10時
(受付開始 午前9時30分)

場所

東京ミッドタウン・タワー
4階 カンファレンス
Room7
東京都港区赤坂九丁目7番1号

- 駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



交通のご案内

都営大江戸線「六本木」駅
8番出口(地下)より直結

東京メトロ日比谷線「六本木」駅
4a出口側から地下通路を經由し、
8番出口(地下)より直結

東京メトロ千代田線「乃木坂」駅
3番出口より徒歩約3分

東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅
1番出口より徒歩約10分



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。